

広島市役所 様 MT92 督促状（市県民税・特徴） チャート

作成日：2019年1月18日

修正日：2025年3月21日

バージョン:009-01 版:001

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
0	郵便はがき												
1	料金後納郵便												
2	1 XXX-XXXXxxx												
2	2-1 M 64 50 M 3-1												
2	2-2 M 64 50 M 3-2												
2	2-3 M 64 50 M 3-3												
2	2-4 M 64 50 M 3-4												
2	2-5 M 64 50 M 3-5												
2	2-6 M 64 50 M 3-6												
2	2-7 M 64 50 M 3-7												
3	4												
3	5 X--8---X#												
4	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市役所 税務部 市民税課 特別徴収係 電話 (082) 504-2089												
5	オーバーレイ基点												
5	6 X--9---X												
5	7 X----16-----X												
5	内容に関して御不明な点がございましたら、担当部署まで御連絡ください。												
5	重要な書類です。ここからゆっくりとはがして御覧ください。												
5	督促状												
5	N-6--N 市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)												
5	N--8---NN--8---N 指定番号 X--9---X												
5	月 特別徴収税額(円) 納入額(円) 差引額(円)												
5	6 1ZZZ.ZZZ.ZZ9 13ZZZ.ZZZ.ZZ9 14ZZ.ZZZ.ZZZ.ZZ9												
5	7 1ZZZ.ZZZ.ZZ9 16ZZZ.ZZZ.ZZ9 17ZZ.ZZZ.ZZZ.ZZ9												
5	8 1ZZZ.ZZZ.ZZ9 19ZZZ.ZZZ.ZZ9 20ZZ.ZZZ.ZZZ.ZZ9												
5	9 2ZZZ.ZZZ.ZZ9 22ZZZ.ZZZ.ZZ9 23ZZ.ZZZ.ZZZ.ZZ9												
5	10 2ZZZ.ZZZ.ZZ9 25ZZZ.ZZZ.ZZ9 26ZZ.ZZZ.ZZZ.ZZ9												
5	11 2ZZZ.ZZZ.ZZ9 28ZZZ.ZZZ.ZZ9 29ZZ.ZZZ.ZZZ.ZZ9												
5	12 3ZZZ.ZZZ.ZZ9 31ZZZ.ZZZ.ZZ9 32ZZ.ZZZ.ZZZ.ZZ9												
5	1 3ZZZ.ZZZ.ZZ9 34ZZZ.ZZZ.ZZ9 35ZZ.ZZZ.ZZZ.ZZ9												
5	2 3ZZZ.ZZZ.ZZ9 37ZZZ.ZZZ.ZZ9 38ZZ.ZZZ.ZZZ.ZZ9												
5	3 3ZZZ.ZZZ.ZZ9 40ZZZ.ZZZ.ZZ9 41ZZ.ZZZ.ZZZ.ZZ9												
5	4 4ZZZ.ZZZ.ZZ9 43ZZZ.ZZZ.ZZ9 44ZZ.ZZZ.ZZZ.ZZ9												
5	5 4ZZZ.ZZZ.ZZ9 46ZZZ.ZZZ.ZZ9 47ZZ.ZZZ.ZZZ.ZZ9												
5	督促金額(XNN) 4849												
5	50ZZZ.ZZZ.ZZ9円												
5	延滞金額は右頁の率により計算した金額												
5	51N----11-----N												
5	52M-----16-----M												
5	53												
5	54												
5	55												
5	*NNN分の特別徴収税額(N3NN--11--N)が、未納となっておりますので、至急、納入してください。												
5	なお、従業員等の異動がある場合は、右記の「給与所得者異動届出書の提出について」を御覧ください。												
5	金融機関等で納付されてから確認までに期間を要するため、納付済みにもかかわらず、行き違いで本状がお手元に届くことがありますので、あしからず御子承ください。												
5	従業員等の税額への充当等がある場合、特別徴収税額は充当等前の金額、納入額は充当額等を含んだ金額を記載しております。												
5	給与所得者異動届出書の提出について												
5	特別徴収による市民税・県民税・森林環境税では、年中途中で従業員等の異動があったために左記のような不足額が生ずることがあります。退職、転勤、休職、長期欠勤等の異動事由が生じた場合は、「給与所得者異動届出書」を提出してください。												
5	なお、詳しいことにつきましては、表記の広島市役所税務部市民税課特別徴収係まで、お問合せください。												
5	SHU-03												

災害等があったときに臨時的な案内文等を印字する部分
(文言及び印字の有無は発注者が都度指示する。文言は印字データに含まないため受注者で印字プログラム等により、追加印字の対応を行うこと。)

